（対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十二条　施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前にこの条において同じ。）に対してされた行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があるこの法律による不服申立てについては、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2　前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十三条　施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、なおこの法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第百六十四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2　（省略）

附　則（平成一一・八・一三法一〇五）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十二年四月一日から施行する。（後略）

（経過措置）

第三条　民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

（中略）

六　第五条（省略）、第百三十六条の規定による改正後の国土利用計画法第三十九条第五項の改正規定

七　二十五　（省略）

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成一一・一二・二二法一六〇）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（中略）は、平成十三年一月六日から施行する。（後略）

附　則（平成一二・五・一九法七三）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一三年政令第九七号で同年五月一八日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第九条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（後略）

附　則（平成一二・三・三一法一〇）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年四月一日から施行する。（後略）

附　則（平成一六・六・二法六六）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十七年四月一日から施行する。（後略）

（罰則に関する経過措置）

第二十八条　この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十九条　（省略）

附　則（平成一六・六・九法九七）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一七年政令第二一四号で同年七月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一六・一二・一法一四七）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一七年政令第一八三号で同年七月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一七・七・六法八七）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一八年政令第一九五号で同年九月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一七・一一・二法一二三）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一八年政令第三四二号で同年一二月一五日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・六・二法五〇）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第一九五号で同年九月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・六・一四法七〇）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・六・二一法七八）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・一五法一一九）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一二〇）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一二一）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一二二）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一二三）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一二四）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一二五）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一二六）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一二七）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一二八）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一二九）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一三〇）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一三一）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一三二）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一三三）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一三四）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一三五）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一三六）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一三七）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一三八）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一三九）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一四〇）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一四一）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一四二）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一四三）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一四四）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一四五）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一四六）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一四七）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一四八）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一四九）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一五〇）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一五一）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一五二）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一五三）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一五四）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一五五）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一五六）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一五七）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一五八）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一五九）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一六〇）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一六一）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一六二）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一六三）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一六四）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一六五）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一六六）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一六七）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一六八）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一六九）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一七〇）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一七一）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一七二）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一七三）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一七四）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一七五）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一七六）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一七七）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一七八）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一七九）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一八〇）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一八一）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一八二）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一八三）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一八四）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一八五）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一八六）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一八七）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一八八）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一八九）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一九〇）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一九一）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一九二）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一九三）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一九四）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一九五）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一九六）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一九七）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一九八）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法一九九）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（平成一九年政令第二八〇号で同年一〇月一日から施行）

（罰則に関する経過措置）

第二十条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条　（省略）

附　則（平成一八・一二・二二法二〇〇）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政